

(様式例第11)

獨医大埼玉庶発9号
令和6年9月20日

越谷市長 殿

住 所 埼玉県草加市学園町1番1号
申請者
氏 名 学校法人獨協学園
理事長 猪 口 雄 二 印

獨協医科大学埼玉医療センターの地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和5年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒340-0042 埼玉県草加市学園町1番1号
氏名	学校法人獨協学園

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

獨協医科大学埼玉医療センター

3 所在の場所

〒343-8555 埼玉県越谷市南越谷2-1-50	電話 (048) 965-1111
------------------------------	-------------------

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	5 床	床	床	923 床	928 床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 病床数 28床 (内訳 ERICU 18床 ICU 10床) 人工呼吸装置、救急蘇生装置、除細動器 他
化学検査室	(主な設備) 生化学自動分析装置、免疫分析装置 他
細菌検査室	(主な設備) 細菌検査装置、抗酸菌培養装置 他
病理検査室	(主な設備) 臓器肉眼写真装置 他
病理解剖室	(主な設備) 解剖台
研究室	(主な設備) 机、ホワイトボード、プロジェクター、スクリーン等
講義室	室数 8 室 収容定員 248 人
図書室	室数 1 室 蔵書数 15,000 冊程度
救急用又は患者 搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 1 台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 m ²

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されている
ことを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院 紹介率		77.1 %	算定 期間	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日	
地域医療支援病院 逆紹介率		75.5 %			
算出 根拠	A : 紹介患者の数			26,110 人	
	B : 初診患者の数			33,877 人	
	C : 逆紹介患者の数			25,593 人	

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏 名	勤務の態様		勤務時間	備考
		別紙1のとおり	常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	42 床
専用病床	5 床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
初期治療室	86.00m ²	(主な設備) 無影灯、ベッドサイドモニター	可
手術室 (ハイブリット)	76.13m ²	(主な設備) 血管撮影装置、CT装置	可
洗浄室	9.85m ²	(主な設備) マイクロセット	可
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	

4 備考

--

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。

既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	5,182 人 (3,127 人)
上記以外の救急患者の数	2,554 人 (768 人)
合計	7,736 人 (3,895 人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1 台
---------------	-----

（様式例第 14）地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

・放射線検査機器の利用 38 件
（内 訳） CT 10 件 MRI 2 件 RI 26 件

・共同利用に係る病床の利用率 0 %

（注） 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

外来・入院患者診療への参加
手術への参加
放射線診断機器（CT・MRI等）の利用
研究施設（会議室・図書室）の利用
共同連携ベッドの利用

（注） 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規定の有無 ☒ 有 ☐ 無

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏 名：

職 種：総合患者支援センター

（注） 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別紙2のとおり				

注 当該病院と同一の 2 次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数

5 床

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

学齢期のSST実践研修 埼玉県子どもの心の地域子育て支援事業研修会 薬薬連携ミーティング 領域別薬物治療カンファ in 越谷 地域連携合同カンファレンス緩和ケア研修会 他

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	26 回
(2) (1) の合計研修者数	1,283 人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 ☒ 有・無
イ 研修委員会設置の有無 ☒ 有・無
ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
別紙3のとおり				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
第1会議室	124.76㎡	(主な設備) マイク・プロジェクター・スクリーン
第2会議室	77.92㎡	(主な設備) プロジェクター・スクリーン
第3会議室	83.94㎡	(主な設備) マイク・プロジェクター・スクリーン
第4会議室	29.64㎡	(主な設備) ホワイトボード
第6会議室	56.66㎡	(主な設備) ホワイトボード・55型モニター
A会議室	56.59㎡	(主な設備)
B会議室	53.28㎡	(主な設備)
C会議室	54.01㎡	(主な設備)

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	
管理担当者氏名	診療記録管理部

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、 手術記録、看護記録、検査所見記録、 エックス線写真、紹介状、 退院した患者に係る入院期間中の 診療経過の要約		診療記録管理部	
病院の管 理及び運 営に関す る諸記録	共同利用の実績	総合患者支援 センター	
	救急医療の提供の実績	医事保険課	
	地域の医療従事者の資質の向上 を図るための研修の実績	庶務課	
	閲覧実績	診療記録管理部	
	紹介患者に対する医療提供及び 他の病院又は診療所に対する患 者紹介の実績の数を明らかにす る帳簿	医事保険課	

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	
閲覧担当者氏名	診療記録管理部
閲覧の求めに応じる場所	診療記録管理部
閲覧の手続の概要	
地域医療支援病院運営管理規程第13条3項に則り、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、 総合患者支援センターに申請する	

前年度の総閲覧件数		0 件
閲覧者別	医師	0 件
	歯科医師	0 件
	地方公共団体	0 件
	その他	0 件

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	4 回	
委員会における議論の概要		
開催日時	令和5年 7月	書面決議にて開催
	令和5年10月	書面決議にて開催
	令和5年12月	書面決議にて開催
	令和6年 3月	書面決議にて開催
主な議題	(1) 紹介率・逆紹介率について (2) 登録医療機関について (3) 共同利用について (4) 救急医療の提供について (5) 地域医療従事者の研修について (6) 患者相談について	

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・面談室
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	看護師 医療ソーシャルワーカー等
患者相談件数	13,494 件
患者相談の概要	
在宅療養支援 経済問題調整 制度利用支援 療養環境調整 在宅退院調整 転院・施設退院調整 等	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第 20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有
・ 評価を行った機関名、評価を受けた時期 日本医療機能評価機構による病院機能評価 認定期間：2024年1月26日～2029年1月25日	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有
・ 情報発信の方法、内容等の概要	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有
・ 退院調整部門の概要 総合患者支援センターにて、医療ソーシャルワーカー、看護師を中心に実施している	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有
・ 策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 ・ 地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み	

改正 平成30年11月1日

平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、獨協医科大学埼玉医療センター（以下「埼玉医療センター」という。）が地域の基幹病院として、救急医療を始め、かかりつけ医から紹介された専門的治療が必要な患者の診断・治療を行うなど、地域の診療所やクリニック等を支援することを方針とする。さらに、地域医療機関や施設との機能分担を図り、地域医療の向上に資するため、埼玉医療センターが行う地域医療支援事業（以下「支援事業」という。）の運営について必要事項を定めるものとする。

(支援事業の範囲)

第2条 埼玉医療センターが行う支援事業としての共同利用の範囲は次の通りとする。

- 1) 外来・入院患者診療への参加
- 2) 手術への参加
- 3) 放射線診断機器（CT、MRI）の利用
- 4) 研究施設（会議室・図書室）の利用
- 5) 共同連携ベッドの利用

(紹介患者に対する医療の提供)

第3条 埼玉医療センターは地域医療機関からの紹介患者に対し、高度先進医療と安全な医療を提供する。

- 2 埼玉医療センターは病状が安定した患者については、紹介元医療機関または地域医療機関へ逆紹介する。

(登録医療機関)

第4条 登録医療機関の選定は、獨協医科大学埼玉医療センター総合患者支援センター運営委員会（以下「総合患者支援センター運営委員会」という。）において、地域医療連携推進活動状況及び当該年度の紹介患者、逆紹介患者状況をもとに、主に埼玉県東部地区より選定し、第11条で定める委員会の承認を得て決定する。

- 2 登録医療機関の申請及び項目変更等における細則は別に定める。

(登録医療機関の責務)

第5条 登録医療機関は、刑法第134条第1項（秘密漏示）に準拠し、埼玉医療センターより知り得た患者の個人情報及び診療内容について守秘義務を遵守する。

(登録医療機関の有効期限)

第6条 登録医療機関の有効期限は原則1年間とし、双方からの申し出がなければ自動継続とする。

(登録医)

第7条 登録医は、第4条第1項の規程により登録された医療機関の医師とする。

- 2 埼玉医療センターは共同利用する登録医に対し、その目的に鑑み報酬等は支給しない。

(共同利用の申請)

第8条 登録医療機関が第2条に規定する共同利用を行う場合は、（別紙第3号様式）をもって埼玉医療センター総合患者支援センター医療連携部門（以下「医療連携部門」という。）に申請し、当該部門の指示において共同利用に当たる。

- 2 登録医療機関が第2条に規定する共同利用を行う場合は、病院組織には属せず、病院職員に対する直接の指示権限は有しない。
- 3 共同利用における細則を別に定める。
- 4 登録医療機関に勤務する医師、看護師、薬剤師、その他の医療従事者は、会議室及び図書室を利用する場合、（別紙第3号様式）をもって医療連携部門に申請する。

(救急医療の提供)

第9条 埼玉医療センターは24時間体制で地域医療機関からの紹介に基づく救急医療を行う。

(研修の実施)

第10条 埼玉医療センターは地域医療機関の医療従事者を対象に、地域医療の資質向上を目指し各種研修を行う。

(運営委員会)

第11条 支援事業の円滑な運営、諸問題を協議することを目的として委員会を設置する。

2 前項の委員会は、獨協医科大学埼玉医療センター地域医療支援病院運営委員会（以下「運営委員会」という。）と称する。

3 運営委員会に関することは、別に定める。

(総合患者支援センター)

第12条 医療連携部門は事業の円滑な運営のため、登録医からの共同利用の申し込みについて、その受付及び連絡調整を管理し、登録状況を総合患者支援センター運営委員会並びに運営委員会に報告する。

2 総合患者支援センター医療福祉相談部門は窓口及び電話での患者相談（要望）に対して、適正かつ真摯に向き合い（別紙第4号様式）をもって対応し、日々の相談記録を医療相談部門システムへ登録後、総合患者支援センター運営委員会並びに運営委員会に報告する。

3 総合患者支援センター在宅医療部門は、地域包括ケアシステムに必要な訪問看護を行う居宅介護支援事業所との連携を図り、居宅サービスにおける情報提供の推進に関して取り進め、日々の訪問看護記録を医療相談部門システムへ登録し、総合患者支援センター運営委員会並びに運営委員会に報告する。

4 医療連携部門は事業の円滑な運営のため、支援事業に関わる規程及び細則（以下「規程及び細則」）について管理し、規程及び細則に変更が生じた場合は総合患者支援センター運営委員会並びに運営委員会の承認を得て取り進める。

5 医療連携部門は事業の円滑な運営のため、埼玉医療センター関連部門（放射線部、看護部、診療記録管理部、庶務課、入院課、外来課、医事保険課）との連携において、運営委員会の活動に務める。

(情報公開)

第13条 支援事業及び登録医療機関における情報は、庶務課と総合患者支援センター管理のもと、埼玉医療センター正面玄関のインフォメーション及びホームページに掲載する。

2 情報公開におけるインフォメーション及びホームページの掲載内容については、総合患者支援センター運営委員会並びに運営委員会に報告する。

3 診療並びに病院の管理運営に関する諸記録の閲覧を希望する場合は、（別紙第6号様式）をもって医療連携部門に申請する。

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、総合患者支援センター運営委員会の議を経て、埼玉医療センター病院長が決定し、地域医療支援病院運営委員会に報告する。

附 則（平成29年 規程第45号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 規程第202号）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和2年 規程第56号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別紙様式（省略）

獨協医科大学埼玉医療センター地域医療支援事業共同利用に関する細則

平成29年4月1日
制定

改正 平成30年11月1日
(趣旨)

平成31年4月1日

第1条 この細則は、獨協医科大学埼玉医療センター（以下「埼玉医療センター」という。）における埼玉医療センター地域医療支援事業運営管理規程（以下「運営管理規程」という。）第2条に則り、登録医療機関の共同利用において、地域医療支援事業を円滑かつ適正に管理することを目的として定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 利用対象者は、運営管理規程第4条に則り、主に埼玉県東部地区の地域医療支援事業登録医療機関とし、未登録の医療機関からの利用申請については、獨協医科大学埼玉医療センター地域医療支援事業登録医療機関に関する細則第2条において決定するものとする。

(共同利用の範囲)

第3条 埼玉医療センターにおける共同利用の範囲は、運営管理規程第2条に則り、次のとおり定める。

- 1) 外来・入院患者診療への参加
- 2) 手術への参加
- 3) 放射線診断機器（CT、MRI）の利用
- 4) 研究施設（会議室・図書室）の利用
- 5) 共同連携ベッドの利用
- 2 救急医療を提供する。
- 3 地域の医療従事者に対する研修を実施する。
- 4 放射線診断機器（CT、MRI）を利用する場合の細則は別に定める。
- 5 研究施設（会議室）を共同利用する場合の細則は別に定める。
- 6 研究施設（図書室）を共同利用する場合の細則は別に定める。
- 7 共同連携ベッドを共同利用する場合の細則は別に定める。

(共同利用の申請)

第4条 登録医療機関が第3条の共同利用を行う場合は、運営管理規程第8条に則り、別紙第3号様式を埼玉医療センター総合患者支援センター（以下「総合患者支援センター」という。）へ申請する。

(総合患者支援センター医療連携部門)

第5条 総合患者支援センター医療連携部門（以下「医療連携部門」という。）は、当該部門との連携により第3条に基づく共同利用範囲の状況を把握し、登録医療機関からの申請時に情報提供する。

- 2 医療連携部門は、運営管理規程第12条第1項に則り、当該申請及び共同利用部門との連携調整を図り、共同利用状況を総合患者支援センター運営委員会並びに埼玉医療センター地域医療支援病院運営委員会（以下「運営委員会」という。）へ報告する。

(細則の改廃)

第6条 本細則の改廃は、総合患者支援センター運営委員会の議を経て、運営委員会へ報告する。

附 則（平成29年 細則第16号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 細則第20号）

この細則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和2年 細則第6号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

獨協医科大学埼玉医療センター地域医療支援事業共同利用研究施設（会議室）に関する細則

平成29年4月1日

制定

改正 平成30年11月1日

平成31年4月1日

（趣旨）

第1条 この細則は、獨協医科大学埼玉医療センター（以下「埼玉医療センター」という。）における埼玉医療センター地域医療支援事業運営管理規程第2条及び埼玉医療センター地域医療支援共同利用に関わる細則第3条第5項に則り、登録医療機関が埼玉医療センター研究施設（会議室）を円滑に利用できるよう定めるものとする。

（会議室）

第2条 登録医療機関が利用できる会議室は埼玉医療センターの以下の会議室とする。

- 1) 第1会議室： 4号館3階／51人収容／マイク・プロジェクター・スクリーン
- 2) 第2会議室： 4号館3階／36人収容／プロジェクター・スクリーン
- 3) 第3会議室： 4号館3階／36人収容／マイク・プロジェクター・スクリーン
- 4) 第4会議室： 高架下3階／20人収容／ホワイトボード
- 5) 第5会議室： 研究棟4階／36人収容／ホワイトボード
- 6) 第6会議室： 研究棟4階／36人収容／ホワイトボード

（利用方法）

第3条 登録医療機関が会議室の利用を希望する場合は、埼玉医療センター事務部庶務課（以下「庶務課」という。）において申込み、利用方法等の説明を受ける。

2 会議室の予約は利用希望日の3ヶ月前から取得することができる。

（利用時間）

第4条 登録医療機関が会議室を利用する場合は以下の時間帯とする。

- 1) 平日（月曜日～金曜日）： 午前9時00分～午後8時00分
- 2) 平日以外（土曜日、休日）： 午前9時00分～午後6時00分

（日曜日、第3土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）及び開学記念日（4月23日）は休日扱いとする）

2 登録医療機関が会議室を利用する場合は、平日は庶務課、平日以外は守衛室（西通用口、南通用口）において鍵の受け渡しを行い、利用終了時は守衛室に鍵を返却する。

（細則の改廃）

第5条 本細則の改廃は、埼玉医療センター総合患者支援センター運営委員会の議を経て、埼玉医療センター地域医療支援病院運営委員会へ報告する。

附 則（平成29年 細則第18号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 細則第22号）

この細則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和2年 細則第8号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

獨協医科大学埼玉医療センター地域医療支援事業共同利用研究施設（図書室）に関する細則
平成29年4月1日
制定

改正 平成30年11月1日
(趣旨)

平成31年4月1日

第1条 この細則は、獨協医科大学埼玉医療センター（以下「埼玉医療センター」という。）における埼玉医療センター地域医療支援事業運営管理規程第2条及び地域医療支援共同利用に関わる細則第3条第6項に則り、登録医療機関が埼玉医療センター研究施設（図書室）を円滑に利用できるよう定めるものとする。

(利用資格)

第2条 登録医療機関が埼玉医療センター図書室（以下「図書室」という。）を利用できる資格は、利用医師等登録制度に登録している医療機関に所属する医療従事者とする。

(利用時間)

第3条 登録医療機関が図書室を利用する場合は以下の時間帯とし、日曜日、祝日、第1及び第3土曜日、年末年始（12月29日～1月3日）及び開学記念日（4月23日）は利用不可とする。

1) 月曜日～金曜日：午前9時00分～午後6時00分

2) 土曜日：午前9時00分～午後5時00分

(利用方法)

第4条 登録医療機関が図書室の利用を希望する場合は、事前に図書室へ連絡して利用日時を予約し、当日は所属と顔が確認できる証明書を提示する。

(利用範囲)

第5条 登録医療機関が図書室を利用する場合は、以下の範囲として貸出しは原則としてしない。なお、混雑時や事故等の発生状況に応じて利用できない場合がある。

1) 閲覧可能資料：図書、雑誌（電子ジャーナルは利用不可）

2) 資料の複写：1枚10円、白黒のみ（著作権の範囲内・セルフサービス）

3) 蔵書検索：OPAC（蔵書検索システム）での検索利用可

4) 文献検索：PubMed・医中誌Web（文献情報データベース）利用可

(細則の改廃)

第6条 本細則の改廃は、埼玉医療センター総合患者支援センター運営委員会の議を経て、埼玉医療センター地域医療支援病院運営委員会へ報告する。

附 則（平成29年 細則第19号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 細則第23号）

この細則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和2年 細則第9号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

獨協医科大学埼玉医療センター地域医療支援事業共同利用放射線診断機器（ＣＴ・ＭＲＩ）に関する細則

平成29年4月1日
制定

改正 平成30年11月1日

平成31年4月1日

（趣旨）

第1条 この細則は、獨協医科大学埼玉医療センター（以下「埼玉医療センター」という。）における埼玉医療センター地域医療支援事業運営管理規程（以下「運営管理規程」という）第2条及び地域医療支援共同利用に関わる細則第3条第4項に則り、登録医療機関が放射線診断機器を円滑に利用できるよう定めるものとする。

（利用範囲）

第2条 登録医療機関が放射線診断機器を利用できる機器は、以下の機器とする。

- 1) ＣＴ：単純撮影
- 2) ＭＲＩ：単純撮影（ＭＲＡは脳・頸部のみ）
- 2 ＭＲＩ、ＭＲＡは問診票の提出は必須とする。
- 3 撮影後のフィルム出力は行わず、ＣＤまたはＤＶＤで出力する。
- 4 放射線科診断医の読影レポート依頼は不可とする。
- 5 体内挿入物（止血クリップ・各種ステント・外科用インプラント・シャント・刺青・タトゥー等）のある場合や12歳以下、また鎮静の必要な方の撮影は不可とする。

（検査の予約）

第3条 登録医療機関が放射線診断機器を利用する場合は、運営管理規程第8条に則り、登録医療機関から埼玉医療センター総合患者支援センター医療連携部門（以下「医療連携部門」という）への申請をもとに当該放射線オーダーを発行して依頼元医療機関へ連絡する。

- 2 医療連携部門は、登録医療機関からＦＡＸで送信された検査依頼書（ＭＲＩは問診票を添付）をもとに埼玉医療センター放射線部と連携を図り、検査依頼書は医療連携部門からスキャン依頼をする。
- 3 問診票の内容によっては、検査が中止となる場合がある。

（検査前日）

第4条 登録医療機関が放射線診断機器を利用する場合は、検査前日、検査室に医療連携部門から検査依頼書と問診票のコピーを届ける。なお、問診内容によっては検査が中止となる場合がある。

（検査当日）

第5条 登録医療機関が放射線診断機器を利用するに当たり、検査当日、医療連携部門にて受付し、診察券を発行する。その後、患者を埼玉医療センター3号館1階放射線受付（以下「受付」という。）へ案内し、検査終了後、受付において画像送信処理を確認して医療連携部門へ連絡する。

- 2 医療連携部門は、画像データをＣＤまたはＤＶＤで出力し患者へ渡す。

（細則の改廃）

第6条 本細則の改廃は、埼玉医療センター総合患者支援センター運営委員会の議を経て、埼玉医療センター地域医療支援病院運営委員会へ報告する。

附 則（平成29年 細則第17号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 細則第21号）

この細則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和2年 細則第7号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

獨協医科大学埼玉医療センター地域医療支援事業共同利用連携ベッド運営に関する細則

平成29年4月1日

制定

改正 平成30年11月1日

平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、獨協医科大学埼玉医療センター（以下「埼玉医療センター」という。）における埼玉医療センター地域医療支援事業運営管理規程第2条及び埼玉医療センター地域医療支援事業共同利用に関わる細則第3条7項に則り、共同利用連携ベッド（以下「連携ベッド」という。）について、登録医療機関からの申し出に迅速かつ適切に対応することを目的として定めるものとする。

(設置)

第2条 連携ベッドは、埼玉医療センター看護部（以下「看護部」という。）において日々5床を決定し、埼玉医療センター総合患者支援センター（以下「総合患者支援センター」という。）との連携において、登録医療機関からの利用申し出に適切かつ速やかに対応する。

2 当該5床については、通常診療日時間内、同時間外及び休診日ごとに設置する。

1) 通常診療日 時間内：午前9時00分～午後4時30分

2) 通常診療日 時間外：午後4時30分～翌午前9時00分

3) 休診日：午前9時00分～翌午前9時00分

(利用受付)

第3条 登録医療機関が連携ベッドを利用する場合は、『別紙5号様式』をもって総合患者支援センター医療連携部門（以下「医療連携部門」という。）が運用フローに沿って受付を行う。

2 運用フローについては、別に定める。

(管理体制)

第4条 医療連携部門は、登録医療機関からの申し出に適切かつ迅速に対応できるよう、看護部並びに埼玉医療センター入院課との連携体制を整え円滑に運営する。

(システム管理)

第5条 連携ベッドは、医療情報システム（電子カルテシステム）において、ベッド番号が常時把握できるよう更新体制を整える。

(利用状況)

第6条 医療連携部門は、連携ベッド利用状況を管理し、総合患者支援センター運営委員会へ報告する。

2 当該診療科から登録医療機関への報告については、医療連携部門が管理する。

(細則の改廃)

第7条 本細則の改廃は、総合患者支援センター運営委員会の議を経て、埼玉医療センター地域医療支援病院運営委員会へ報告する。

附 則（平成29年 細則第20号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 細則第24号）

この細則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和2年 細則第10号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

別紙様式（省略）

獨協医科大学埼玉医療センター地域医療支援事業登録医療機関に関する細則

平成29年4月1日
制定

改正 平成30年11月1日
(趣旨)

平成31年4月1日

第1条 この細則は、獨協医科大学埼玉医療センター（以下「埼玉医療センター」という。）における埼玉医療センター地域医療支援事業運営管理規程（以下「運営管理規程」という。）第4条に則り、登録医療機関を適正に管理することを目的として定めるものとする。

（登録医療機関の申請）

第2条 登録医及び登録医療機関の申請は、運営管理規程趣旨に賛同し、地域医療支援事業登録申請書（別紙第1号様式）をもって届出した医療機関とする。

2 地域医療支援事業登録申請は、埼玉医療センター総合患者支援センター運営委員会（以下「総合患者支援センター運営委員会」という。）において協議し、埼玉医療センター地域医療支援病院運営委員会（以下「運営委員会」という。）の承認を得て取り進める。

3 登録医療機関の変更及び追加は、総合患者支援センター運営委員会において協議し、運営委員会の承認を得て取り進める。

（登録医療機関の項目変更）

第3条 登録医療機関から内容変更の連絡があった場合は、登録医療機関の情報変更申請書（別紙第2号様式）を提出いただき、総合患者支援センター運営委員会並びに運営委員会へ報告する。

（登録医療機関の取消し）

第4条 登録医療機関との地域医療支援事業の推進活動が困難と判断した場合は、総合患者支援センター運営委員会において協議し、運営委員会の承認を得て取り消すものとする。

（登録医療機関の辞退）

第5条 登録医療機関からの辞退申請があった場合は、当該理由をもとに総合患者支援センター運営委員会において協議し、運営委員会の承認を得て受理するものとする。

（登録医療機関の管理）

第6条 埼玉医療センター総合患者支援センター医療連携部門は、登録医療機関との支援事業に関わる連携活動状況を管理することとし、総合患者支援センター運営委員会において運営する。

（登録医療機関の情報公開）

第7条 運営管理規程第13条に則り、埼玉医療センター正面玄関のインフォメーション及びホームページに掲載する。

（細則の改廃）

第8条 本細則の改廃は、総合患者支援センター運営委員会の議を経て、運営委員会へ報告する。

附 則（平成29年 細則第15号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 細則第19号）

この細則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和2年 細則第5号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

別紙様式（省略）

医療従事者名簿

No.	氏名	氏名(ｶﾅ)	勤務の態様	勤務時間	備考
1			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科
2			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科
3			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科
4			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科
5			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科
6			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科
7			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科
8			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科
9			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科
10			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科
11			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科
12			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科
13			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科
14			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科
15			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科

医療従事者名簿

No.	氏名	氏名(ｶﾅ)	勤務の態様	勤務時間	備考
16			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科
17			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科
18			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科
19			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科
20			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科
21			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	総合診療科
22			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	総合診療科
23			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	総合診療科
24			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	総合診療科
25			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	総合診療科
26			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	総合診療科
27			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	総合診療科
28			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科疾患外科治療センター
29			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科疾患外科治療センター
30			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科疾患外科治療センター

医療従事者名簿

No.	氏名	氏名(ｶﾅ)	勤務の態様	勤務時間	備考
31			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科疾患外科治療センター
32			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科疾患外科治療センター
33			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科疾患外科治療センター
34			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	小児科疾患外科治療センター
35			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	救急医療科
36			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	救急医療科
37			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	救急医療科
38			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	救急医療科
39			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	救急医療科
40			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	救急医療科
41			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	救急医療科
42			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	救急医療科
43			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	救急医療科
44			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	救急医療科
45			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	救命救急センター

医療従事者名簿

No.	氏名	氏名(ｶ)	勤務の態様	勤務時間	備考
46			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	救命救急センター
47			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	救命救急センター
48			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	救命救急センター
49			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	救命救急センター
50			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	救命救急センター
51			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	救命救急センター
52			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	救命救急センター
53			常勤	8:50～17:10 16:30～9:00	救命救急センター
54			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
55			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
56			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
57			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
58			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
59			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
60			常勤	8:50～17:10	臨床検査部

医療従事者名簿

No.	氏名	氏名 (ｶﾅ)	勤務の態様	勤務時間	備考
61			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
62			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
63			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
64			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
65			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
66			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
67			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
68			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
69			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
70			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
71			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
72			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
73			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
74			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
75			常勤	8:50～17:10	臨床検査部

医療従事者名簿

No.	氏名	氏名 (ｶﾅ)	勤務の態様	勤務時間	備考
76			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
77			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
78			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
79			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
80			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
81			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
82			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
83			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
84			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
85			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
86			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
87			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
88			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
89			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
90			常勤	8:50～17:10	臨床検査部

医療従事者名簿

No.	氏名	氏名 (ｶﾅ)	勤務の態様	勤務時間	備考
91			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
92			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
93			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
94			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
95			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
96			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
97			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
98			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
99			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
100			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
101			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
102			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
103			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
104			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
105			常勤	8:50～17:10	臨床検査部

医療従事者名簿

No.	氏名	氏名(ｶﾅ)	勤務の態様	勤務時間	備考
106			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
107			常勤	8:50～16:35	臨床検査部
108			常勤	8:50～16:35	臨床検査部
109			常勤	8:50～16:35	臨床検査部
110			常勤	8:50～16:35	臨床検査部
111			常勤	8:50～16:35	臨床検査部
112			常勤	8:50～16:35	臨床検査部
113			常勤	8:50～17:10	臨床検査部
114			常勤	8:50～17:10	放射線部
115			常勤	8:50～17:10	放射線部
116			常勤	8:50～17:10	放射線部
117			常勤	8:50～17:10	放射線部
118			常勤	8:50～17:10	放射線部
119			常勤	8:50～17:10	放射線部
120			常勤	8:50～17:10	放射線部

医療従事者名簿

No.	氏名	氏名(ｶﾅ)	勤務の態様	勤務時間	備考
121			常勤	8:50～17:10	放射線部
122			常勤	8:50～17:10	放射線部
123			常勤	8:50～17:10	放射線部
124			常勤	8:50～17:10	放射線部
125			常勤	8:50～17:10	放射線部
126			常勤	8:50～17:10	放射線部
127			常勤	8:50～17:10	放射線部
128			常勤	8:50～17:10	放射線部
129			常勤	8:50～17:10	放射線部
130			常勤	8:50～17:10	放射線部
131			常勤	8:50～17:10	放射線部
132			常勤	8:50～17:10	放射線部
133			常勤	8:50～17:10	放射線部
134			常勤	8:50～17:10	放射線部
135			常勤	8:50～17:10	放射線部

医療従事者名簿

No.	氏名	氏名(ｶﾅ)	勤務の態様	勤務時間	備考
136			常勤	8:50～17:10	放射線部
137			常勤	8:50～17:10	放射線部
138			常勤	8:50～17:10	放射線部
139			常勤	8:50～17:10	放射線部
140			常勤	8:50～17:10	放射線部
141			常勤	8:50～17:10	放射線部
142			常勤	8:50～17:10	放射線部
143			常勤	8:50～17:10	放射線部
144			常勤	8:50～17:10	放射線部
145			常勤	8:50～17:10	放射線部
146			常勤	8:50～17:10	放射線部
147			常勤	8:50～17:10	放射線部
148			常勤	8:50～17:10	放射線部
149			常勤	8:50～17:10	放射線部
150			常勤	8:50～17:10	放射線部

医療従事者名簿

No.	氏名	氏名(ｶﾅ)	勤務の態様	勤務時間	備考
151			常勤	8:50～17:10	放射線部
152			常勤	8:50～17:10	放射線部
153			常勤	8:50～17:10	放射線部
154			常勤	8:50～17:10	放射線部
155			常勤	8:50～17:10	放射線部
156			常勤	8:50～17:10	放射線部
157			常勤	8:50～17:10	放射線部
158			常勤	8:50～17:10	放射線部
159			常勤	8:50～17:10	放射線部
160			常勤	8:50～17:10	放射線部
161			常勤	8:50～17:10	放射線部
162			常勤	8:50～17:10	放射線部
163			常勤	8:50～17:10	放射線部
164			常勤	8:50～17:10	放射線部
165			常勤	8:50～17:10	放射線部

医療従事者名簿

No.	氏名	氏名(ｶﾅ)	勤務の態様	勤務時間	備考
166			常勤	8:50～17:10	放射線部
167			常勤	8:50～17:10	放射線部
168			常勤	8:50～17:10	放射線部
169			常勤	8:50～17:10	放射線部
170			常勤	8:50～17:10	放射線部
171			常勤	8:50～17:10	放射線部
172			常勤	8:50～17:10	放射線部
173			常勤	8:50～17:10	放射線部
174			常勤	8:50～17:10	放射線部
175			常勤	8:50～17:10	放射線部
176			常勤	8:50～17:10	放射線部
177			常勤	8:50～17:10	薬剤部
178			常勤	8:50～17:10	薬剤部
179			常勤	8:50～17:10	薬剤部
180			常勤	8:50～17:10	薬剤部

医療従事者名簿

No.	氏名	氏名(ｶﾅ)	勤務の態様	勤務時間	備考
181			常勤	8:50～17:10	薬剤部
182			常勤	8:50～17:10	薬剤部
183			常勤	8:50～17:10	薬剤部
184			常勤	8:50～17:10	薬剤部
185			常勤	8:50～17:10	薬剤部
186			常勤	8:50～17:10	薬剤部
187			常勤	8:50～17:10	薬剤部
188			常勤	8:50～17:10	薬剤部
189			常勤	8:50～17:10	薬剤部
190			常勤	8:50～17:10	薬剤部
191			常勤	8:50～17:10	薬剤部
192			常勤	8:50～17:10	薬剤部
193			常勤	8:50～17:10	薬剤部
194			常勤	8:50～17:10	薬剤部
195			常勤	8:50～17:10	薬剤部

医療従事者名簿

No.	氏名	氏名(ｶﾅ)	勤務の態様	勤務時間	備考
196			常勤	8:50～17:10	薬剤部
197			常勤	8:50～17:10	薬剤部
198			常勤	8:50～17:10	薬剤部
199			常勤	8:50～17:10	薬剤部
200			常勤	8:50～17:10	薬剤部
201			常勤	8:50～17:10	薬剤部
202			常勤	8:50～17:10	薬剤部
203			常勤	8:50～17:10	薬剤部
204			常勤	8:50～17:10	薬剤部
205			常勤	8:50～17:10	薬剤部
206			常勤	8:50～17:10	薬剤部
207			常勤	8:50～17:10	薬剤部
208			常勤	8:50～17:10	薬剤部
209			常勤	8:50～17:10	薬剤部
210			常勤	8:50～17:10	薬剤部

医療従事者名簿

No.	氏名	氏名(ｶﾅ)	勤務の態様	勤務時間	備考
211			常勤	8:50～17:10	薬剤部
212			常勤	8:50～17:10	薬剤部
213			常勤	8:50～17:10	薬剤部
214			常勤	8:50～17:10	薬剤部
215			常勤	8:50～17:10	薬剤部
216			常勤	8:50～17:10	薬剤部
217			常勤	8:50～17:10	薬剤部
218			常勤	8:50～17:10	薬剤部
219			常勤	8:50～17:10	薬剤部
220			常勤	8:50～17:10	薬剤部
221			常勤	8:50～17:10	薬剤部
222			常勤	8:50～17:10	薬剤部
223			常勤	8:50～17:10	薬剤部
224			常勤	8:50～17:10	薬剤部
225			常勤	8:50～17:10	薬剤部

医療従事者名簿

No.	氏名	氏名(ｶﾅ)	勤務の態様	勤務時間	備考
226			常勤	8:50～17:10	薬剤部
227			常勤	8:50～17:10	薬剤部
228			常勤	8:50～17:10	薬剤部
229			常勤	8:50～17:10	薬剤部
230			常勤	8:50～17:10	薬剤部
231			常勤	8:50～17:10	薬剤部
232			常勤	8:50～17:10	薬剤部
233			常勤	8:50～17:10	薬剤部
234			常勤	8:50～17:10	薬剤部
235			常勤	8:50～17:10	薬剤部
236			常勤	8:50～17:10	薬剤部
237			常勤	8:50～17:10	薬剤部
238			常勤	8:50～17:10	薬剤部
239			常勤	8:50～17:10	薬剤部
240			常勤	8:50～17:10	薬剤部

医療従事者名簿

No.	氏名	氏名(ｶﾅ)	勤務の態様	勤務時間	備考
241			常勤	8:50～17:10	薬剤部
242			常勤	8:50～17:10	薬剤部
243			常勤	8:50～17:10	薬剤部
244			常勤	8:50～16:35	薬剤部
245			常勤	8:50～16:35	薬剤部
246			常勤	8:50～16:35	薬剤部
247			常勤	8:50～16:35	薬剤部
248			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
249			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
250			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
251			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
252			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
253			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
254			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
255			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟

医療従事者名簿

No.	氏名	氏名 (ｶﾅ)	勤務の態様	勤務時間	備考
256			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
257			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
258			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
259			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
260			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
261			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
262			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
263			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
264			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
265			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
266			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
267			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
268			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
269			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
270			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟

医療従事者名簿

No.	氏名	氏名(ｶﾅ)	勤務の態様	勤務時間	備考
271			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
272			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
273			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
274			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
275			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
276			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
277			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
278			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
279			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
280			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
281			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
282			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
283			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
284			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
285			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟

医療従事者名簿

No.	氏名	氏名(ｶﾅ)	勤務の態様	勤務時間	備考
286			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
287			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
288			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
289			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
290			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
291			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
292			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
293			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
294			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
295			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
296			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
297			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
298			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
299			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
300			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟

医療従事者名簿

No.	氏名	氏名 (ｶﾅ)	勤務の態様	勤務時間	備考
301			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
302			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
303			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
304			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
305			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
306			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
307			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
308			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
309			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
310			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
311			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
312			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟
313			常勤	二交替勤務制 ①8:30-20:45 ②8:30-16:40 ③12:30-20:40 ④20:30-8:45	救命病棟

地域医療支援事業登録医療機関名簿(医科:98施設)

	登録医療機関名	代表医師名	住所	診療科	当院との 経営上の 関係	登録の 承諾
1	慶和病院		〒343-0041 越谷市千間台西2-12-8	内・循・腎・外・肛・整・歯・泌・皮・精 ・透・健診・口腔・リハ	無	○
2	新越谷病院		〒343-0815 越谷市元柳田町6-45	内・消・呼・循・神・整・リハ	無	○
3	越谷誠和病院		〒343-0856 越谷市谷中町4-25-5	内・消・呼・循・小児・泌・外・整・形・ リハ	無	○
4	湖街ホスピタル		〒343-0828 越谷市レイクタウン8-12-12	内・循・泌・整・形・美容・皮・外・肛・ リハ	無	○
5	東都春日部病院		〒344-0022 春日部市大畑652-7	内・消・循・小児・肛・外・皮・科・整・ 形・脳・泌・アレ・透・リハ	無	○
6	春日部厚生病院		〒344-0063 春日部市緑町6-11-48	内・循・消・呼・外・肛・整・皮・形・脳・ 泌・リハ	無	○
7	秀和総合病院		〒344-0035 春日部市谷原新田1200	総合・消・内視・循・呼・神・腎・内・透 ・外・消・呼・血外・整・脳外・泌・形・ 乳・リハ・リウ・皮・眼・麻酔・放科・婦	無	○
8	吉川中央総合病院		〒342-0056 吉川市大字平沼111	内・外・消・整・脳・小児・眼・皮・耳・ リハ・麻・泌	無	○
9	八潮中央総合病院		〒340-0814 八潮市南川崎845	内・呼・消・循・小児・外・整・脳・呼外 ・放・心外・皮・眼・泌・婦・耳・麻酔・ リハ・透析	無	○
10	三郷中央総合病院		〒341-8526 三郷市中央4-5-1	内・循・外・胃腸・脳内・脳外・整・泌・ 眼・耳・放・麻酔・リハ	無	○
11	越谷市立病院		〒343-8577 越谷市東越谷10-32	内・神内・呼・消・循・小児・外・整外・ 脳外・皮・泌・産科婦人・眼・耳・放・ 麻酔・リハ	無	○
12	しもかわクリニック		〒343-0032 越谷市袋山2048-1	内・循・消・胃腸・呼・皮・小児・ 糖尿病・脳神経内・老年	無	○
13	南越谷健身会クリニック		〒343-0851 越谷市七左町1-304-1	一般内・呼・循・消・糖尿病・膠原病・ 神内・婦人・乳腺外・皮・整外・形外・ 放	無	○
14	南越谷病院		〒343-0845 越谷市南越谷1-4-63	整外・皮・内・外科・リハ	無	○
15	おか内科クリニック		〒343-0045 越谷市下間久里790-1	内・消	無	○

地域医療支援事業登録医療機関名簿(医科:98施設)

	登録医療機関名	代表医師名	住所	診療科	当院との 経営上の 関係	登録の 承諾
16	こしがや脳神経外科		〒343-0836 越谷市蒲生寿町5-7	脳外・神内・循・リハ	無	○
17	越谷ハートフル クリニック		〒343-0827 越谷市川柳町3-50-1	内・整外・糖尿病・循・皮・リハ	無	○
18	中井皮膚科医院		〒343-0813 越谷市越ヶ谷1-11-33 (第1海野ビル1F)	皮	無	○
19	おおさとファミリー クリニック		〒343-0031 越谷市大里193-1	内・循・小児	無	○
20	レイクタウンたけのこ 耳鼻咽喉科		〒343-0828 越谷市レイクタウン6-1-10	耳・小児耳・アレルギー・気管食道外	無	○
21	萬屋クリニック		〒343-0836 越谷市蒲生寿町15-21	内・循・消・小児	無	○
22	藤田医院		〒343-0821 越谷市瓦曽根1-7-2	内・消化器内・消化器外	無	○
23	駅ビル医院 「せんげん台」		〒343-0041 越谷市千間台西1-67 駅ビルトスカ5F	一般内・呼・循・消・糖尿病・膠原病・ 整外・皮・形外	無	○
24	越谷ふれあいクリニック		〒343-0808 越谷市赤山本町10-16	小外・外科・小児・内	無	○
25	岡野クリニック		〒343-0808 越谷市赤山本町7-2	内・小児・呼・循・アレルギー・リハ・ 糖尿病	無	○
26	清松クリニック		〒343-0845 越谷市南越谷1-16-1 布武プラザビル2F	内・消・外・皮・理学診療	無	○
27	安田泌尿器クリニック		〒343-0845 越谷市南越谷1-11-9 東京宝石第2ビル2F	泌	無	○
28	松田整形外科		〒343-0821 越谷市瓦曽根2-1-14	整外・リハ・リウマチ・外・内・皮	無	○
29	埼玉東部 循環器病院附属 さくらクリニック		〒343-0023 越谷市東越谷6-27-14	皮・内・禁煙外来	無	○
30	三浦眼科		〒343-0047 越谷市弥十郎687-7	眼	無	○

地域医療支援事業登録医療機関名簿(医科:98施設)

	登録医療機関名	代表医師名	住所	診療科	当院との 経営上の 関係	登録の 承諾
31	産婦人科菅原病院		〒343-0813 越谷市越ヶ谷1-15-2	産・婦人・小児	無	○
32	こしがや眼科クリニック		〒343-0807 越谷市赤山町2-29-3 イハシ第3ビル1F	眼	無	○
33	中川耳鼻咽喉科		〒343-0813 越谷市越ヶ谷5-2-5	耳・アレルギー	無	○
34	南越谷内科クリニック		〒343-0845 越谷市南越谷1-6-62	内・リウマチ・小児科	無	○
35	越谷泌尿器科・内科		〒343-0823 越谷市相模町3-217-1	泌・内	無	○
36	吉村胃腸科クリニック		〒343-0813 越谷市越ヶ谷1-10-19 GSハイム越谷101	胃腸・内・外	無	○
37	越谷おおさと耳鼻科		〒343-0031 越谷市大里193-1 大里メディカルプラザ1階	耳・小児耳・アレルギー	無	○
38	川原眼科		〒343-0032 越谷市袋山1403-1	眼	無	○
39	関医院		〒343-0047 越谷市弥十郎94-1	内・消・皮	無	○
40	大沢医院		〒343-0027 越谷市大房1039-1	内・胃腸・循・眼	無	○
41	登坂耳鼻咽喉科医院		〒343-0816 越谷市弥生町1-8	耳・アレルギー・小児	無	○
42	埼玉友クリニック		〒343-0823 越谷市相模町3-217-1	腎・透析内科	無	○
43	埼玉東部循環器病院		〒343-0025 越谷市大澤3187-1	循・心臓血管外・麻酔	無	○
44	宮本医院		〒343-0036 越谷市三野宮新田前806-6	内・胃腸・外・皮・泌・循・肛門	無	○
45	越谷レイクタウン内科		〒343-0828 越谷市レイクタウン8-10-6 レイクタウンDMビル	内・糖尿病内	無	○

地域医療支援事業登録医療機関名簿(医科:98施設)

	登録医療機関名	代表医師名	住所	診療科	当院との 経営上の 関係	登録の 承諾
46	かがやき眼科皮膚科 クリニック		〒343-0823 越谷市相模町3-244-9	眼・皮	無	○
47	新越谷肛門胃腸 クリニック		〒343-0807 越谷市赤山本町8-5 山六ビル2F	肛門外・胃腸内	無	○
48	井上耳鼻咽喉科		〒343-0025 越谷市大沢3-9-24	耳	無	○
49	蒲生天神橋クリニック		〒343-0831 越谷市伊原1-4-52	内・脳外・外科・整外・皮・リハ	無	○
50	まくり整形外科クリニック		〒343-0045 越谷市下間久里171-1	整外・内・リハ	無	○
51	石川医院		〒343-0813 越谷市越ヶ谷2-3-20	内・胃腸・小児	無	○
52	けやきクリニック		〒343-0806 越谷市宮本町5-64-1	内・外	無	○
53	佐々木医院		〒343-0842 越谷市蒲生旭町11-46	眼・内・整外・皮・リハ	無	○
54	とくまる耳鼻咽喉科		〒343-0842 越谷市蒲生旭町13-1	耳	無	○
55	越谷津田医院		〒343-0025 越谷市大沢3-21-11 1階	循・内	無	○
56	加藤医院		〒343-0845 越谷市南越谷4-5-3	内・小児	無	○
57	青木耳鼻咽喉科		〒343-0026 越谷市北越谷2-19-5	耳・心療内	無	○
58	武重医院		〒343-0032 越谷市袋山1418-2 Nビル2F	内・外・消・アレルギー	無	○
59	西川皮膚科医院		〒343-0845 越谷市南越谷4-9-5 クリニックステーション新越谷 2F	皮	無	○
60	ひまわりクリニック		〒343-0842 越谷市蒲生旭町7-21	内・消・小児・整外・リハ	無	○

地域医療支援事業登録医療機関名簿(医科:98施設)

	登録医療機関名	代表医師名	住所	診療科	当院との 経営上の 関係	登録の 承諾
61	渡辺クリニック		〒343-0832 越谷市南町2-12-4	内・胃腸	無	○
62	花田内科クリニック		〒343-0015 越谷市花田1-21-7	内・消	無	○
63	盛男医院		〒343-0808 越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅Ⅱ1F	内・消	無	○
64	ヒマワリ皮フ科 イオンせんげん台		〒343-0041 越谷市千間台西3-2-12 イオンスタイルせんげん台2階	皮・アレルギー	無	○
65	きたこしキッズクリニック		〒343-0026 越谷市北越谷2-4-23	小児	無	○
66	越谷駅前クリニック		〒343-0816 越谷市弥生町17-1 越谷ツインシティAシティ301-1	内・循	無	○
67	南越谷たかせクリニック		〒343-0845 越谷市南越谷4-9-5-1F	胃腸・肛門外・内・外	無	○
68	リハビリテーション 天草病院		〒343-0002 越谷市平方343-1	リハ・神内・内・整外・歯・小児歯	無	○
69	越谷くろす内科 クリニック		〒343-0014 越谷市宮前1-5-21	内・アレルギー・消・呼・循・血液内	無	○
70	メディカルコミュニティ マイ		〒342-0017 吉川市上笹塚3-207	内・外・胃腸・肛門・ペインクリニック	無	○
71	さくら医院		〒342-0061 吉川市中央3-16-12	循・内・小児・産婦人・皮	無	○
72	ひかり眼科		〒342-0045 吉川市木売1-5-3 吉川情報サービスセンター2F	眼	無	○
73	埼葛クリニック		〒342-0037 吉川市富新田245	内・小児・外・小外・皮・肛門科・耳・ 放射線・リハ	無	○
74	三愛会総合病院		〒341-0003 三郷市彦成2-342	内・循・消・呼・人工透析内・小児・ 外科・整外・眼・耳・泌・皮・麻酔・ 脳外・リハ	無	○
75	皮膚科ダーマテック 新三郷		〒341-0011 三郷市采女1-162-4	皮	無	○

地域医療支援事業登録医療機関名簿(医科:98施設)

	登録医療機関名	代表医師名	住所	診療科	当院との 経営上の 関係	登録の 承諾
76	杉浦小児科		〒341-0038 三郷市中央1-3-1 エムズタウン三郷中央2F	小児	無	○
77	みさと健和クリニック		〒341-0035 三郷市鷹野4-510-1	内・胃腸・呼・循・リウマチ・精神・ 小児・外・整外・脳外・皮・泌・肛門・ 婦人・眼・耳・放射線・リハ	無	○
78	みやざわ耳鼻咽喉科		〒344-0067 春日部市中央1-52-8-1F	耳・アレルギー	無	○
79	春日部中央総合病院		〒344-0063 春日部市緑町5-9-4	内・外・泌・眼・耳・循・消・整外・ 脳外・婦人・皮・麻酔・心臓血管外・ 呼・形外・神内・糖尿病・代謝内・ 人工透析	無	○
80	おかだこどもの森 クリニック		〒344-0011 春日部市藤塚1225	小児・アレルギー	無	○
81	杉浦眼科		〒344-0067 春日部市中央1-50-6	眼	無	○
82	庄和中央病院		〒344-0111 春日部市上金崎28	内・循・胃腸・外・肛門・整外・耳	無	○
83	中田医院		〒340-0016 草加市中央2-16-43	内・小児	無	○
84	草加市立病院		〒340-8560 草加市草加2-21-1	内・血内・内分泌内・膠原内・腎内・ 呼・循・消・小児・外・心外・整外・眼・ 脳外・皮・泌・産婦・耳・リハ・ 放射線・歯科口腔外・麻酔・精神・ 救急	無	○
85	メディカルトピア 草加病院		〒340-0028 草加市谷塚1-11-18	総合内・呼・循・糖尿病・禁煙・泌・ 整外・スポーツ整外・外・皮・小児・ 胃腸・内視鏡・婦人・女性泌尿器	無	○
86	レン・ファミリークリニック		〒340-0054 草加市新善町373	内・呼・循・消・漢方内・整外・リハ	無	○
87	正務医院		〒340-0002 草加市青柳5-12-13	大腸肛門・消・外・小児・脳内・ 美容外・整外	無	○
88	瀧澤医院		〒340-0046 草加市北谷2-18-35	内・小児・産婦人・婦人・外	無	○
89	埼玉草加病院		〒340-0041 草加市松原1-7-22	腎・透析内・糖尿病・内分泌内・ 脳外・眼・血管外・泌	無	○
90	草加松原整形外科 医院		〒340-0013 草加市松江2-3-26	整外・リハ	無	○

地域医療支援事業登録医療機関名簿(医科:98施設)

	登録医療機関名	代表医師名	住所	診療科	当院との 経営上の 関係	登録の 承諾
91	二宮病院		〒340-0056 草加市新栄二丁目22-23	外・内・整外	無	○
92	虎溪医院		〒340-0002 草加市青柳6-22-1	内・循・糖尿病	無	○
93	大城クリニック		〒340-0041 草加市松原5-1-5	内・呼・循・外・整外・皮	無	○
94	水野クリニック		〒340-0011 草加市栄町3-6-6	内・消	無	○
95	埼玉あすか松伏病院		〒343-0112 北葛飾郡松伏町松伏1263-5	外・内・胃腸・肛門・脳外・整外・皮・ 眼・耳・放射線・リハ	無	○
96	津田医院		〒343-0111 北葛飾郡松伏町松伏3432番地	内・循	無	○
97	帝都メディカルクリニック 西新井駅前院		〒123-0843 足立区西新井栄町2-3-3 さくら参道ビル4階	ペインクリニック内科・整外	無	○
98	新宿駅前クリニック		〒160-0023 新宿区西新宿1-12-1 山銀ビル5階	皮膚科	無	○

氏 名	所 属	職 名	臨床経験年数	特記事項
	麻酔科		41年	
	糖尿病内分泌・血液内科		30年	
	呼吸器・アレルギー内科		39年	
	消化器内科		38年	
	循環器内科		32年	
	腎臓内科		35年	
	脳神経内科		32年	
	小児科		38年	
	こころの診療科		36年	
	皮膚科		38年	
	放射線科		25年	
	総合診療科		37年	
	外科		29年	
	外科		33年	
	整形外科		33年	
	心臓血管外科		34年	
	呼吸器外科		40年	
	産科婦人科		33年	
	眼科		34年	
	耳鼻咽喉・頭頸部外科		31年	
	脳神経外科		34年	
	泌尿器科		29年	
	リハビリテーション科		26年	
	臨床検査部		37年	
	病理診断科		36年	
	救命救急センター		30年	
	形成外科		36年	
	集中治療科		33年	
	内視鏡センター		30年	
	手術部		30年	
	リプロダクションセンター		28年	
	移植センター		36年	
	子どものこころ診療センター		42年	
	乳腺科		40年	
	小児疾患外科治療センター		43年	